

2015年2月6日(金) 北海道医療新聞 掲載

### 『院内児童虐待防止委員会』の記事

# 児童虐待 早期発見で命守る

子育て支援で予防も

函館中央委員会中心に推進

函館中央病院（高田竹人理事長、橋本友幸院長・五百二十七床）は、待が疑われる受診児を見過さないよう、院内児童虐待防止委員会を運んでから四年経過した。子どもたちの命を守るため、早期発見に努めるとともに、保護者への子育て支援を通して予防活動を推進している。

保護者と関係深め  
地道な活動不可欠

母子医療センターを有する同病院で、医師、看護師、MSWらで組織する委員会を二十二年八月に発足。虐待の疑いが否定できない児童を「気がかり児」と位置付け、院内スタッフが発見した際、委員会事務局の医療相談室（休日夜間は当直小児科医）に連絡。明らかな虐待の場合は、すぐに児童相談所や警察に通報する。

象児の八割が生後一ヵ月未満。このうち児童相談所への通報は三十二件に上り、ネグレクト（育児放棄）が多い。協議した結果、要対協での見守りじさせない点。

十六件、乳児院入所七件、保護者支援六件などに結びついた。要対協への参加は五十四件となり、市町村や保健師、警察などさまざまな関係機関との情報共有で対応していく。

委員会が活発に機能している要因は、院内ソフがためらわずに局へ連絡できるよう見者自身に業務負担させない点。

児童相談所や警察による通報を保護者に告知するのは委員会の役割。主治医が治療に専念する体制も支持された定期的な研修会を開催し、内スタッフへ啓発し

総合周産期母子医療センター（小児科部門）の木田毅センター長は、「子どもたちの命を守るのが医師の責務であり、保護者への子育て支援を通じた虐待予防に力を入れたい」と力を込める。同病院の場合、生後間もない乳児でネグレクトが多い傾向を受け、予防接種に来なかつたら電話

道調査（二十五年）によると、虐待対応の組織を置く医療機関は道内十三施設。厚生労働省検討会は「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進手引き」を二十六年三月にまとめ、組織立ち上げや地域連携のあり方を紹介している。

するほか、札幌などへ転居する際は、現地の医療機関に紹介状を書き、最寄りの保健所に訪問指導を依頼している。

判断に迷うケースは委員会メンバーによる検討会を開き、病院として最終判断の上、緊急対応が必要であれば児童相談所へ、関係機関と連携しながら支援できるケースでは、市町村の要保護児童対策地域協議会(要対協)へ知らせる。二十六年八月までの四  
年間で、検討会開催は三